

## 利用料の返還

採用決定者が、雇用契約開始日以降に、自己都合による退職又は求人者の就業規則に基づき解雇に至った場合、当社は、以下の各号に基づき、求人者に対し、支払済みの本利用料の一部を返還するものとする。但し、求人者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の内容と著しく異なる場合はこの限りでない。

- (1) 雇用契約開始日後 1 ヶ月以内に退社に至った場合: 本利用料の 80%
- (2) 雇用契約開始日後 3 ヶ月以内に退社に至った場合: 本利用料の 50%
- (3) 雇用契約開始日後 6 ヶ月以内に退社に至った場合: 本利用料の 10%

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号：27-ユ-304370

事業所の名称及び所在地：株式会社 Way Mark

大阪府大阪市福島区福島 5 丁目 17 番 30 号